

第2回

粟屋町における交通手段確保に向けての検討委員会

平成 26 年 6 月 26 日(木)
粟屋コミュニティセンター 19:00

1 開 会

- ・中川会長あいさつ
- ・串田地域振興課長あいさつ

2 協議事項

(1) 三次市民タクシー制度の要件について(案)

	改正案	現 行
距離要件	最寄りの医療機関, 福祉サービス施設, 商業施設等から1km離れている	最寄りの医療機関, 福祉サービス施設, 商業施設等から4km離れている
利用限度	週3回を限度(12便まで)	週2回を限度
利用人数	利用登録者が2名以上ある地区(1人での利用も可。ただし, 1人利用の場合は65歳以上の方に限る)	1回の利用者が2人以上

(2) 運行(例)

名 称: ○○地区タクシー利用組合

運行日: 月・水・金

ダイヤ: (行き) 2便 (8時, 10時30分)

(帰り) 2便 (11時, 13時30分)

行 先: ○○地区集会所 ⇄ サングリーン(CC プラザ)

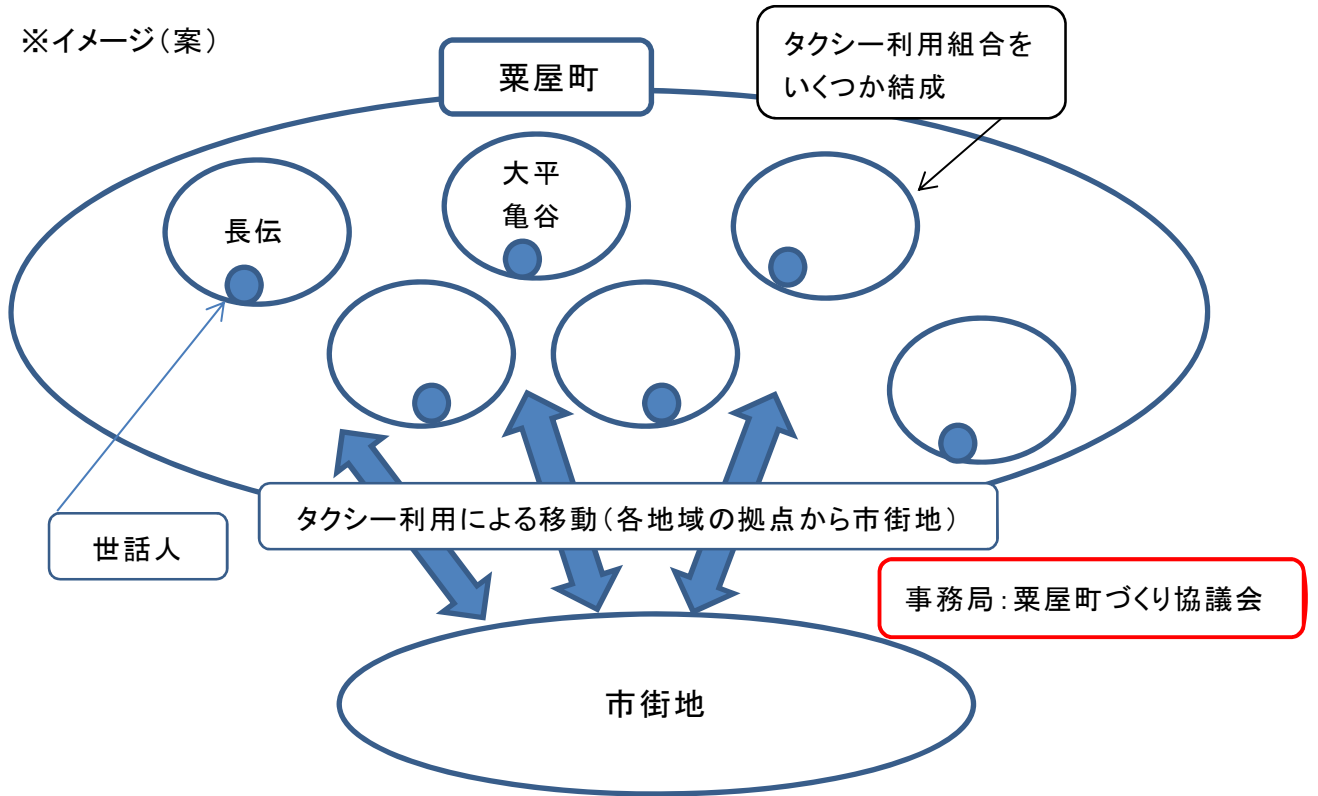
予 約: (行き)地区の世話人に, 利用日の前日5時までに予約する。世話人は予約を取りまとめタクシー会社へ連絡する。

(帰り)行きの降車時に, 帰りの便, 乗車場所を予約する。

(3) 大平地区の利用状況について

3 今後の取組について

※イメージ(案)



※三次市地域公共交通総合連携計画より

